

(和訳)

本契約は英語で作成され、締結されます。本契約が他の言語に翻訳された場合であっても英語版のみが正文であり、他の言語による翻訳版に常に優先します。英語版はこちら (<https://www.uipath.com/legal/trust-and-security/legal-terms>) をご確認ください。

マスターエバリュエーション契約

本マスターエバリュエーション契約（以下「**本契約**」といいます。）は、UiPathと本契約を締結する個人又は企業等（以下「**お客様**」といいます。）（以下、個別に「**当事者**」といいます。）との間で、効力発生日付で締結されます。ビジネスメールを利用してUiPathの本ソフトウェア又は本サービスにアクセスすることをもって、お客様の会社に代わって本契約に署名又は同意することにより、当該署名者又は同意者は、お客様の会社をお客様として法的に拘束する能力を有することを表明するものとします。

1. 定義語 定義語は、以下又は本契約の本文に規定する意味を有するものとします。

「**アドオン**」とは、お客様がUiPathとは独立に、単独で又は第三者と共同して、本テクノロジーを使用して作成したインテグレーション、ノウハウ、ワークフロー及び／又はコードをいいます。

「**関係会社**」とは、直接又は間接的に、当事者を支配するか、当事者により支配されるか、又は当事者と共通の支配下にある企業等をいい、この場合、「**支配**」とは、当事者の議決権若しくは持分の50%超を直接若しくは間接的に支配すること、又はかかる当事者の経営及び／又は事業戦略を指示する又は指示させる権能をいいます。

「**本契約**」とは、本マスターエバリュエーション契約のほか、本マスターエバリュエーション契約に添付されている別紙、トラストポータルで閲覧可能な文書及びポリシー、並びに本契約における修正及びその他の参照書類をいいます。

「**認定ユーザー**」とは、当事者の従業員、代表者、又は請負業者のいずれかをいいます。

「**クラウドソフトウェア**」とは、お客様にサービスとして提供される本ソフトウェア（以下に定義されます。）をいいます。

「**お客様データ**」とは、(i) 本テクノロジーとのお客様の相互作用の前に又はこれとは独立して作成され、本テクノロジーにインポートされ、又は(ii) 本サービスの提供に関連して若しくは本サービスの提供のためにUiPathがアクセスする、あらゆるデータ、情報、及びお客様専用のコンテンツ（UiPathの知的財産権を除きます。）をいいます。

「**ドキュメンテーション**」とは、トラストポータルで閲覧可能であり、また、随時変更される本ソフトウェアの公式ガイド及び技術説明書をいいます。

「**効力発生日**」とは、登録プロセスにおいて、本契約が、(i)各当事者の権限を有する代表者により署名されたか、又は(ii)お客様により別途同意された日をいいます。

「**知的財産権**」とは、特許権、特許を受ける権利及び特許を出願する権利、発明に係る権利、著作権及びこれに関連する権利、商標、登録意匠、営業秘密、商号及びドメイン名、コンピューター・ソフトウェア及びデータベースに係る権利、コンテンツ、ノウハウ、ルックアンドフィール並びにその他の知的財産権又は同様の性質の権利をいい、それぞれの場合において、登録済みであると未登録であると問わないものとし、また、かかる権利の更新又は延長の申請及び獲得のためのあらゆる申請及び権利、それらに基づいて優先性を主張する権利、並びに全世界のいずれの場所においても、現在又は将来的に存続するあらゆる同種又は同等の権利又は保護の形式を含みます。

「**ライセンスポリシー**」とは、本ソフトウェアの各バージョンに適用されるライセンス許諾に係る許可及び関連する使用制限を定義するパラメーター（もしあれば）を含む、トラストポータルで閲覧可能な本ソフトウェアの一般向けの取引説明書をいいます。

「**オンプレミスソフトウェア**」とは、お客様の設備において展開する本ソフトウェア（以下に定義されます。）をいいます。

「**個人データ**」とは、(i)EU規則 2016/679（GDPR）、カリフォルニア州消費者プライバシー法（CCPA）及びその他の適用あるプライバシーに関する法令に定義される、識別された又は識別可能な自然人に関するあらゆる情報（以下「**PII**」といいます。）、(ii) 1996年医療保険の携行性と責任に関する法律（HIPAA）に定義される保護医療情報（以下「**PHI**」といいます。）並びに、(iii) ペイメントカード・インダストリー・データセキュリティ基準に定義されるカード会員データ（以下「**CHD**」といいます。）及びセンシティブ認証データ（以下「**SAD**」といいます。）をいいます。

「**本ソフトウェア**」とは、(a) (i) お客様にライセンス付与するソフトウェア製品（その全ては当該申込書に基づきUiPath及び／若しくはその関係会社により、又はUiPath及び／若しくはその関係会社のために開発され、お客様に提供されるものとします。）、(ii) お客様が利用可能な開発キット、保護メカニズム、プラグイン、コネクタ、拡張、スクリプト又はその他のソフトウェア（本サポート期間中又は保証義務に基づくものを含まず。）、(iii) 全ての新製品、バージョン、修正、アップデート、パッチ、改良、改善又はこれらに類似する二次的著作物、(iv) 前述の完全な又は一部の複製物、(v)ドキュメンテーション、(vi) 前述の全ての二次的著作物、(vii) 前述の全てに関連する知的財産権をいいますが、(b) ライセンスファイルに著作権表示及びライセンスが含まれているオープンソース・ソフトウェアコンポーネントを除きます。クラウドソフトウェア及びオンプレミスソフトウェアを併せて、本ソフトウェアといたします。

「**本サービス**」とは、お客様による社内テスト及び評価のみを目的として、本ソフトウェアとともに、若しくは本ソフトウェアに関連してUiPathにより提供される、デモ、プレゼンテーション、又はワークショップ等のあらゆるサービスをいい、本サポートは含まれません。

「**本サポート**」とは、ライセンス期間中の本ソフトウェアに適用されるメンテナンス及びサービス・レベルであってトラストポータルで閲覧可能なサポート条項に規定されるものをいいます。

「**本テクノロジー**」とは、(i)本契約に基づきライセンスされる本ソフトウェア、(ii)（もしあれば）本サービスの履行中にUiPathによってお客様のために開発されたマテリアル、及び(iii) UiPathバックグラウンドIPRを、個別に又は総称していいます。

「**契約期間**」とは、ドキュメンテーションに規定する、又はお客様が本ソフトウェアにアクセスし若しくは利用する際にUiPathよりお伝えする、本テクノロジーの使用ライセンスの期間をいいます。

「**第三者サービス**」とは、本テクノロジーを使用してアクセス可能な第三者のクラウドアプリケーション、クラウドサービス・エンドポイント、データサービス、ソフトウェア、アプリケーション・プログラミング・インターフェイス及びコンテンツをいいます。

「**トラストポータル**」とは、uipath.com/legal/trust-and-security（又は後継ウェブサイト）上で、UiPathにより随時公開及び修正され、本契約において参照されることにより統合される一連の文書及びポリシーをいいます。

「**UiPath**」とは、以下「**準拠法及び紛争解決**」の項目において記載される、本契約を締結するUiPath契約締結企業等をいいます。

「**UiPathバックグラウンドIPR**」とは、本契約前又は本契約外で若しくは本契約とは無関係に、UiPath又はその関係会社が所有、作成、開発、リース及び／又は使用許諾する知的財産権をいい、(i) テクノロジー、ツール、手法、アルゴリズム、アプリケーション・プログラミング・インターフェイス、ノウハウ及びデータ、(ii) UiPathの事業に特有であり、かつUiPathの顧客との関係で一般的な性質の技術及び技能、並びに (iii) お客様データ又はお客様に提供される本テクノロジーに特段関連していない通常の設定及び一般的なテンプレート、並びに各(i)乃至(iii)号の全ての二次的著作物を含みますが、これらに限定されません。

2. 目的及びガバナンス

- 2.1. **目的** UiPathは、エンドツーエンドの知的オートメーションプラットフォームのソフトウェアプロバイダです。お客様は、本ソフトウェアの適合性をテスト及び評価することに関心があるかもしれません。本契約は、アーリーアクセスの一環、プレビュープログラムの一環、ブルーオブバリューの一環、又

はプログラムとは独立して、UiPathにより無償で提供される本ソフトウェアに適用されます。但し、お客様が本契約（本契約において定める適用ある制限事項を含みますが、これに限定されません。）を遵守することを条件とします。

2.2. ガバナンス 本契約は、UiPathにより無償で提供されるトライアル及び評価ライセンスのみに適用されます。一部のテクノロジーについては、本契約において詳述されている追加の条件、又はお客様が本ソフトウェアにアクセスし、若しくはその利用に別途同意し、又は利用可能なUiPathのプログラム及び製品を利用するにあたって提供される追加の条件が適用される場合があります。

3. ライセンス及び知的財産権

3.1. ライセンス 本契約の諸条件を遵守することを条件として、UiPathは、お客様及びその関係会社に対し、それぞれの評価やテスト等の生産以外の社内目的のためにのみ（ただし、UiPath利用ポリシーに別段の明示的記載がある場合を除き）、アクセス付与又はライセンスキーの引渡しをもって、かつ契約期間中において、ライセンスポリシー、ドキュメンテーション、及びトラストポータルで閲覧可能なその他適用あるポリシーに従って、本テクノロジーを使用するための限定的かつ非独占的、再許諾不能、譲渡不能、全世界的権利を付与します。

3.2. アドオン 本契約の条項に従い、UiPathは、ライセンス期間中、お客様及びその関係会社に対し、本テクノロジーを用いてアドオンを開発する権利も付与します。但し、アドオンにUiPathバックグラウンドIPRが含まれている場合、(i) UiPathバックグラウンドIPRの使用はライセンス期間中に制限され、(ii) お客様は、UiPathバックグラウンドIPRを (a) ベンチマーキング若しくは比較のため、(b) 技術仕様の取得、若しくは競争上の技術的優位性若しくは事業上の優位性の獲得のため、又は (c) 二次的著作物の設計、修正、作成、若しくはアドオンと合わせて使用されるUiPathバックグラウンドIPRの機能と同様の機能を実行するソフトウェア・プログラムの作成を目的とした本テクノロジー及びバックグラウンドIPRの分析のために、使用することはできず、自らの認定ユーザー又は第三者によるかかる使用を認めてはなりません。

3.3. 知的財産権 本契約は、いずれの当事者に対しても、黙示、放棄、禁反言の法理又はその他によるかを問わず、他方当事者の知的財産権について何らの権利も付与するものではありません。UiPath及びその関係会社並びにそれらに対するライセンサーは、本テクノロジーに係る全ての知的財産権（インテグレーション、コード、パッチ、マテリアル、データ、ノウハウ、背景技術、ワークフロー又はお客様に別途提供されるこれらに類似する支援を含みますが、これらに限られません。）を保有し、これを保持します。お客様は、全てのお客様データを保有し、各当事者は各々、既存のツール、ソフトウェア、データベース、手順及び文書に対する全ての知的財産権を保有し、これを保持します。本契約において、「販売」、「再販」、「購入」、「ライセンス料」等の用語は全て、本契約に基づくライセンスの購入又は販売に関して用いられます。お客様は、お客様がUiPathに対して提案又はフィードバックを行う場合には、それらが自発的に行われるものであること、及びUiPathは当該提案又はフィードバックをいかなる方法によっても、また、本テクノロジーに関するいかなる目的のためにも利用することができることを確認します。

3.4. 単独開発及び残留情報条項 両当事者は、本契約のいかなる規定も、(i) お客様から任意に共有を受けたアドオンを使用して二次的著作物を作成する、又はアドオンに類似する若しくはこれに類似して機能するコンポーネントを開発する若しくは開発している、並びに(ii) UiPathの認定ユーザーが自ら保有する一般的な情報、着想、発想、ノウハウ、プロセス、技術、プログラミング・ルーティン及びサブルーティン、手法、過程、スキル又は専門技術を利用するUiPathの権利を制約又は制限しないことに合意します。本契約のいかなる規定も、各当事者が自ら又は第三者のために、他方当事者の秘密情報において企図される製品、システム又は手法と競合する製品を開発又は取得しないことを表明又は示唆するものとは解釈されません。但し、当該当事者が本契約に違反してこれを行った場合はこの限りではありません。

4. 認められる使用

4.1. 利用ポリシー お客様は本テクノロジーを本契約（トラストポータルで閲覧可能なUiPath利用ポリシーその他適用あるポリシーを含みます。）に従い使用することを表明します。また、適用法に最大限認められる限りにおいて、お客様は以下の事項に同意します。但し、当該同意は、当該利用ポリシーに定める規定の内容を何ら制限するものではありません。

- (a) お客様は、UiPathによって書面により明示的に許可される場合を除き、本番用の本ソフトウェアと非本番用の本ソフトウェアを混合しないものとします。
- (b) お客様は、本ソフトウェアへのアクセスを管理するためにUiPathにより定められたあらゆる技術的保護対策を回避してはならず、また、割り当てられた本ソフトウェアのライセンス数を超えてはなりません。
- (c) お客様は、(i) ベンチマーキング若しくは比較の目的で、本テクノロジー若しくはアウトプットを検査又は分析するため、(ii) 二次的著作物を設計、修正、作成する、若しくは本テクノロジーの機能と同様の機能を実行するプログラムを作成するため、(iii) 何らかの技術仕様を取得し、競争力のある技術又は事業における優位な立場を得るため、(iv) 権利を不正利用若しくは侵害する、又は法律若しくは契約に違反するため、(v) UiPath、その関係会社又はそれらの認定ユーザーのいずれかのシステムの非公開範囲についてアクセス、改竄又は使用するため、(vi) 本テクノロジーについて、あらゆる種類のセキュリティテスト（ペネトレーションテストを含みます。）を実施するために、本テクノロジー又は本サービスを使用してはならず、また、第三者をしてかかる使用をさせないものとします。
- (d) お客様は、本テクノロジー又はその一部について、逆アセンブル、逆コンパイルその他のリバースエンジニアリングを行ってはなりません。すなわち、お客様は、本テクノロジー若しくは本サービスのフィーチャー又は機能を変更、改変、統合、修正、翻訳、逆コンパイル、バージョン開発、二次的著作物作成、リバースエンジニアリング、アップグレード、改良若しくは拡張し、又はその他の方法で本テクノロジー又は本サービスからソースコードを抽出若しくは読み取り可能な形式に変換してはなりません。但し、適用法において明示的に許可される範囲内において行う場合であって、本テクノロジー又は本サービスと他のソフトウェア・プログラムとの相互運用性を実現するためにこれらを行うことが必須である場合で、かつ、お客様が、相互運用性を実現する上で必要な情報を提供するよう90日以上前にUiPathに対して書面で要求したにもかかわらず、UiPathが当該情報を提供しなかった場合に限り、この例外とします。
- (e) お客様は、本テクノロジーに含まれるいかなる権利表示も削除、変更、修正又は盗用若しくは自らのものとして使用してはなりません。
- (f) お客様は、本契約において予定されている個人データの使用に必要な全ての承認及び同意を取得し、維持するものとします。
- (g) お客様は、本契約に規定する場合を除き、本契約に基づいて取得したお客様の権利を再販、サブライセンス（再許諾）、譲渡、移転、無償若しくは有償での貸与、リース又はその他の方法で販売してはなりません。

4.2. 第三者によるアクセス お客様は、ドキュメンテーションにおいて定める制限事項に服することを条件として、自らの認定ユーザー及び関係会社が、本契約においてお客様に付与されたライセンスの限度で本テクノロジーを使用し、本サービスにアクセスすることを許可することができます。但し、(i)お客様は、自らの認定ユーザー及び当該関係会社をして、本契約の条項を遵守させるとともに、(ii)お客様は、これらの者の作為及び不作為については、お客様自身がUiPathに対して責任を負うものとします。また、お客様は、要請に応じて、本テクノロジーへのアクセス許可を受けた全ての認定ユーザー及び関係会社の詳細及び使用レポートをUiPathに提供します。

4.3. 第三者のライセンス 本テクノロジーは、第三者のコンポーネント（オープンソース・ソフトウェアを含みます。）を含んでいる、又は第三者のコンポーネントと合わせて使用されている場合があり、当該第三者のコンポーネントは各ライセンサーの知的財産権に該当します。本契約の相反する規定にかかわらず、オープンソース・ソフトウェアの使用は、該当するライセンサーが要求する限り、当該オープンソース・ソフトウェアに適用されるライセンス条件に従います（かかる条件は、本契約に基づきお客様に付与されるライセンス権を制限しないものとします。）。

4.4. 第三者のサービス お客様は、本テクノロジーを第三者サービスとともに使用することができますが、第三者プロバイダが定める全ての条件を遵守し、その利用に関する全てのリスクを負担しなければなりません。お客様は、本テクノロジーの使用中に自らがアクセス及び接続する第三者サービスの決定、並びに当該第三者サービスの利用について責任を負います。UiPathは、第三者サービスを管理又は所有しておらず、当該第三者サービスへのアクセス及びその利用（当該第三者サービスに関する利用可能性及び利用可能時間を含みます。）は、専らこれを管理する第三者により決定されます。UiPathは、ダウンタイム、停止又は第三者サービスにおける又は第三者サービスに起因するその他の問題に対し責任を

負わないものとします。第三者サービスへのアクセス及び利用に際し、該当する第三者は、お客様による当該第三者サービスへのアクセス及び利用のために、お客様に対し、当該第三者との基本契約の締結を求める場合があり、また、お客様による当該第三者サービスの本ソフトウェアへの接続を許可するために、別途同意を求める場合があります。

5. 免責及び保証の除外

5.1. 免責 お客様は、(A)本ソフトウェアが、(i)商用向けにリリースされたバージョンと実質的に異なり、(ii)安全性、プライバシー、利用可能性、アクセシビリティ又は信頼性について、異なる基準を有し、かつ、機能性の瑕疵又は欠陥を有する可能性があり、(iii)妨げられることのない自動更新を受ける可能性があり、(iv)別紙若しくはドキュメンテーションにおいて、又は本ソフトウェアへのアクセス若しくは利用に際してUiPathにより示される特定の制限の対象となることがあり、また、(B)(i)本契約に別段の明示的定めがある場合を除き、UiPathが、本契約に基づき提供される本テクノロジーについて、お客様に対していかなるサポートも提供する義務及び責任を一切負わず、かつ、お客様は、UiPathコミュニティ・フォーラムにおいて支援又はサポートのみを求めることができ、(ii)UiPathが、通知することなくいつでも、本ソフトウェアを変更又は中断することができ、(iii)UiPathが、ベストプラクティスとして、本ソフトウェアのインストール又は本ソフトウェアへのアクセスを行う前にデータを頻繁にバックアップし、かつ、本ソフトウェアが利用不能になった際に、データの喪失を回避するために予防策を講じることを助言し、(iv)本ソフトウェアが内部評価又はテストのみを目的として提供されたものである場合、お客様は、ダミーデータ及び／又はテストデータのみを使用し、本ソフトウェアに関連して実データ（個人データを含みます。）を使用しないことに同意し、かつ、UiPathが、お客様による当該義務の違反について、お客様又は第三者に対する全ての責任から免除されることを了解します。

5.2. お客様の保証 お客様は、(i)お客様が、本契約に基づき企図されるお客様データの使用及びフィードバックの提供のために、適用法又は契約に基づき要求される全ての権利、許可及び／又は同意を取得していること、(ii)お客様が、本サービスの一環として、ソフトウェア又は製品の使用及び／又は変更をUiPathに許可する適切な権利を有し、UiPathが本サービスを実行するために必要な、お客様の敷地及びシステム、人員、文書及び記録並びに施設へのアクセスをUiPathに提供し、決定権を有する担当者を任命すること、(iii)お客様及びその認定ユーザーが、本契約及び適用法に従って、本テクノロジーを使用していること、(iv)お客様データが、いかなる第三者の権利についても、これを侵害又はその他の方法により抵触しないこと、並びに(v)個人データのいずれも、内部評価又はテストのみを目的として提供された本ソフトウェア内に取り込まれず、また本ソフトウェアと併せて使用されないことを表明し、これを保証します。

5.3. 保証の除外 本ソフトウェアは、「現状有姿」で「現状利用可能な限りにおいて」提供されます。適用法令により許容される最大限の範囲において、UiPath又はその関係会社、ライセンサー、若しくはそれらの人員のいずれも、いかなる種類の保証（明示的であるか黙示的であるか、法令上のものかそれ以外であるかを問いません。）も行いません。UiPathは、利用可能性、サービスのアップタイム、商品性、満足度の品質、特定目的への適合性若しくは非侵害性、又は本ソフトウェアが他のテクノロジー若しくは第三者ソフトウェアと統合又は相互運用する能力に対するあらゆる保証を含む、一切の保証を行いません。UiPathは、第三者ソフトウェア又はホスティングプロバイダに起因する危害又は損傷に対する全ての責任を否認します。お客様は、本ソフトウェア、第三者ソフトウェア、本ソフトウェアで使用される、又はその他の方法でUiPathに提供されるお客様データ（個人データを含みます。）の使用に関連する全てのリスクを負います。お客様が、適用法に基づきその他の法定の権利を有する場合、要求される法定の保証期間は、もしあれば、適用法により許容される短縮された期間に限定されます。いずれの当事者も、第三者サービスに対する全ての責任から免除されます。

6. 責任の限定及び補償

6.1. 損害の除外 適用法令により許容される最大限の範囲において、UiPathは、特別損害、間接損害、精神的損害、派生的損害、付随的損害、懲罰的若しくは懲戒的損害、本ソフトウェアの利用若しくは利用不能、コンピューターの機能不良若しくは故障、サーバーのダウンタイム、本ソフトウェアが他のプログラムと動作しないこと、利益、評判、使用若しくは収益の損失、データの喪失若しくは破損、又は業務の中断について、一切の責任を負いません。いかなる状況においても、UiPath又はその関係会社は、第三者サービスに起因して又は関連し

て、主張され、認められ、又は課される可能性のある請求について責任を負わないものとします。

6.2. 責任の限定 いかなる場合においても、本契約に起因する又は関連するUiPath及びその関係会社の責任総額（上記の損害の除外が、適用法令により無効である又は許容されない場合を含みます。）は、1,000米ドルを超えないものとします。本条に定める責任の限定は、契約に基づくか又は不法行為に基づくかを問わず、救済手段がお客様を完全に補償しない場合においても、また、UiPathが損害の可能性又はその発生の可能性について認識していた又は認識すべきであった場合においても、適用されます。

6.3. 補償 お客様は、(i)自らの若しくは自らの認定ユーザーの本契約に定める「認められる使用」及び「輸出管理」の各項目の規定の不遵守、(ii)適用法違反若しくは第三者の権利の侵害、(iii)お客様の保証の違反、並びに／又は(iv)お客様データ、個人データ及びお客様が本テクノロジーと併用する第三者ソフトウェアに起因して若しくは何らかの形で関連して生じる第三者による請求（知的財産権若しくはその他の所有権の違反若しくは不正流用に関する請求を含みますが、これらに限られません。）に起因して若しくは関連して生じる全ての請求及び費用（弁護士報酬を含みます。）について、UiPath及びその関係会社に補償し、これらの者を防御するとともに、その責任を免除することに同意します。

7. 法令遵守

7.1. 輸出管理 両当事者は、本テクノロジー及び本サービスが、米国商務省産業安全保障局（以下「BIS」といいます。）が施行する米国輸出管理規制及び米国財務省外国資産管理室（以下「OFAC」といいます。）が施行する経済制裁、欧州委員会の規制、国際連合安全保障理事会の決議及びその他の類似の国内又は国際の規制を含む、輸出管理及び制裁（以下「**輸出関連法等**」といいます。）に服することを確認します。お客様は、本ソフトウェア、本テクノロジー及び本サービスへのアクセス及び利用に関連する輸出関連法等を遵守することに同意します。お客様は、(i) 米国の禁輸措置の対象国又は対象地域（現時点では、キューバ、イラン、北朝鮮、シリア並びにウクライナのクリミア地域、ドネツク人民共和国地域及びビルガンスク人民共和国地域）に所在、設立又は居住しておらず、また、かかる対象国又は対象地域に所在、設立又は居住している者により所有又は支配されていないこと、(ii) 適用される制裁又は制限対象者のリスト（OFACによる特定国籍業者リスト、外国制裁回避者リスト及び部門別制裁対象者リスト、並びにBISによるエンティティ・リスト、取引禁止対象者リスト又は未検証エンドユーザーリストを含みます。）に特定されていないことを表明し、保証します。お客様は、(a) 輸出関連法等上本ソフトウェア、本テクノロジー又は本サービスを受領する資格を有しない国、法人又はその他の者に対し直接又は間接を問わずお客様データを開示、提供、ダウンロード、輸出又は再輸出するために、又は(b) 核兵器、化学兵器若しくは生物兵器、ミサイル技術又は軍事的最終用途に関連して、本ソフトウェア、本テクノロジー又は本サービスを輸出、再輸出又はその他提供せず、本ソフトウェア、本テクノロジー又は本サービスを使用又は利用しないことに同意します。お客様は、本テクノロジー及び本サービスが必ずしも全ての地域で利用可能というわけではないこと、並びに本テクノロジー及び本サービスへのアクセス及び利用における輸出関連法等の遵守について、お客様が単独で責任を負うことを確認します。

7.2. 監査 UiPathは、自己の費用負担により、お客様及び認定ユーザーによる本ソフトウェアのアクセス、インストール又はデプロイメントが本契約の条項を遵守しているかについて確認することができます。お客様は、要請に応じて、自ら及びその全ての認定ユーザーの詳細及び使用レポートをUiPathに提供します。さらに、UiPathは、直接又は委託業者を任命して、現場での確認を行うことができ、お客様は、当該確認に関し、要求される全ての支援及びサポートを行うことに同意します。かかる確認により、不遵守が発覚した場合には、お客様は、直ちにこれに対応します。

7.3. 秘密保持 本契約は、本契約に基づく本テクノロジーの利用に関し適用される両当事者間の一切の秘密保持契約に優先します。本契約に基づき両当事者又はそれらの関係会社により開示された情報は、当該情報が秘密と表示される若しくは合理的に秘密情報であると考えられる形式又は方法によって開示された場合、秘密とみなされ、かかる情報には、秘密である旨を表示、指定又はその他特定されたかを問わず、本テクノロジー、営業秘密、ノウハウ、事業活動、計画、戦略、顧客及び価格設定が含まれます（以下「**秘密情報**」といいます。）。秘密情報には、本契約の存在及びそれらの条件も含むものとします。秘密情報は、(i)公知であるか、若しくは受領者の責によらず公知となった情報、(ii)現行の守秘義務を負うことなく、受領者が正当に取得したか、若しくは受領者にとって既知であった情報、又は(iii)受領者が開示者の秘密情報を利用することなく独自に開発した情報は除きます。例えば、本テクノロジーに関する技術及びサポートデータは、UiPathの秘密情報とみ

なされます。受領当事者は、合理的な注意を払って秘密情報を扱い、本契約の目的のために秘密情報を知る必要があり、かつ、本条に定めるものと同等の制限の秘密保持義務に拘束される自らの認定ユーザー、アドバイザー若しくはコンサルタントを除くいかなる者に対しても、秘密情報を使用させず、又は開示しません。お客様は、UiPathが許可した場合に、お客様の最終顧客及び／又は潜在顧客に対して本ソフトウェアの機能を実証するために本ソフトウェアを使用する場合、当該最終顧客及び／又は潜在顧客が本契約に定めるものと同等の制限の秘密保持義務に拘束されるようにしなければなりません。受領当事者は、(i)開示当事者からの書面による署名済の許可書に基づいて、(ii)適用ある法令、裁判所若しくは政府機関の有効な命令又は同等な強制力を有する機関の義務規定を遵守するため必要な場合には、かかる開示について開示当事者に事前に通知する合理的な努力を行った後に、秘密情報を開示することができます。

7.4. 腐敗防止 本契約に基づく取引に関連して、各当事者は、直接又は間接を問わず、適用ある腐敗防止法又は贈収賄防止法（1977年米国海外腐敗行為防止法（その後の改正を含みます。）を含みますが、これに限られません。）に違反する行為を行っておらず、今後行わないことを確認します。本契約に関連して、お客様は、直接又は間接を問わず、違法又は不正な賄賂、割戻金、支払、贈答品又は有価物を提供、約束、許可、受領若しくは要求をしません。お客様は、本契約に関して適用ある腐敗防止法又は贈収賄防止法の違反を認識した場合、UiPathに対し速やかに書面により通知し、かかる違反に関するUiPathによる確認又は調査に協力します。

7.5. 行動規範 お客様は、トラストポータルで閲覧可能であり、随時更新されるUiPath Global Partner行動規範（以下「**本行動規範**」といいます。）を遵守するものとします。お客様は、本契約に関して、本行動規範に定める基準の違反を認識した場合、UiPathに対し速やかに書面により通知し、実際の又は潜在的な当該基準の違反に関するUiPathによる確認又は調査に協力します。

8. 契約期間及び終了

8.1. 本契約の有効期間 本契約は、効力発生日に開始し、適用される契約期間の満了時まで、又は本契約の条項に従って終了するまで存続するものとします。

8.2. 終了 UiPathは、自身の便宜のためにいつでも通知することなく本契約を終了させることができます。いずれかの当事者が本契約に関して重大な違反をした場合、他方当事者は、違反当事者に対し、当該違反の性質及び根拠を記載した書面による通知を行うことができます。かかる違反が、その通知の受領日から30日以内に是正されない場合、他方当事者は、書面による通知を行うことにより、本契約を直ちに終了することができます。

8.3. 終了の効果 本契約が終了した場合、又は適用される契約期間が満了した場合、それぞれの本テクノロジー又は本サービスに係るライセンス及び権利は直ちに終了するものとし、お客様は、自己の費用負担により、本テクノロジー又は本サービスの全ての複製を除去及び消去しなければなりません。お客様は、本テクノロジーのコンポーネントの一部又は全部が契約期間の満了又は終了をもって、事前通知なく運用を停止することがあることを了解するものとします。

9. 準拠法及び紛争解決

9.1. 準拠法 本契約は、抵触法に関する規定にかかわらず、お客様の本拠地／本社によって、以下に示す法律に準拠します。国際物品売買契約に関する国連条約（CISG）及び統一コンピューター情報取引法（UCITA）は、本契約には適用されません。

9.2. 友好的な解決 両当事者は、あらゆる請求の前提条件として、本契約に起因又は関連する一切の紛争を、これに係る請求に関する通知から90日以内に友好的に解決することに合意します。適用法で認められる最大限の範囲において、本条を遵守しない当事者は、必要に応じて、その結果にかかわらず、他方当事者の仲裁裁判に係る費用を負担します。

9.3. 北米に関する仲裁契約 上記の友好的な解決を条件として、アメリカ合衆国、カナダ又はメキシコ（以下「**北米**」といいます。）に本社を置くお客様との紛争は、米国仲裁協会の商事仲裁規則に従って、英語での仲裁により独占的にかつ最終的に解決されます。裁定は、準拠法に

従い、かつ、その根拠となる理由を述べるものとします。但し、いずれの当事者も、管轄裁判所に対し、回復不能な損害を防止し又は知的財産権の濫用を禁止する差止めによる救済手段を請求することができます。

- 9.4. 裁判地** 以下に示す裁判地の管轄権を有する裁判所を専属的合意管轄裁判所とし、各当事者は当該管轄における請求の提起又は当該管轄の維持に対して有する可能性のある一切の異議及び抗弁（不便宜裁判所についての防衛を含みます。）を撤回不能の形で放棄します。両当事者は、本契約に基づく又は関連するあらゆる請求に係る陪審裁判に対して自ら有するあらゆる権利について、意味を理解した上で、自発的にかつ意図的に放棄します。

お客様	UiPath事業体	準拠法	裁判地
北米	UiPath Inc. 住所：One Vanderbilt Ave., 60th floor, New York, NY, 10017, New York, United States of America	ニューヨーク州法	ニューヨーク、ニューヨーク州、アメリカ合衆国
世界のその他の地域	UiPath SRL 住所：4 Vasile Alecsandri Str. And 11 Daniel Constantin Str., Building A, floors 5 and 6, District 1, 010639 Bucharest, Romania	ルーマニア法	ブカレスト、ルーマニア

- 9.5. 出訴期間** 適用法により禁止されていない場合、裁判又は仲裁上の請求はいずれも、申立てを行う権利が生じた日又は訴因の生じた日から1年以内に申し立てられなければいけません。前記の期間後に申し立てられた請求は、本規定により排除され、時効になったとみなされます。輸出管理又はUiPath若しくはその関係会社の知的財産権の違反に関する手続は、法律に基づき規定される適用ある出訴期間内であればいつでも行うことができます。

10. 一般条項

- 10.1. データ** いずれの当事者も、本契約の締結及び履行の必要に応じて、かつ、適用法を遵守して、他方当事者の職員の個人データを収集、保存及び使用することができます。各当事者は、自らの職員に対し、かかる職員の個人データが適用法に従って処理されることについて通知するものとします。お客様は、本テクノロジー又は本サービスの使用には個人データが必要でないことを確認します。また、お客様は、かかるデータを本テクノロジーと共に使用すること、又はかかるデータをUiPathに対して提供しないものとします。お客様は、PHI、CHD又はSADを本テクノロジー又は本サービスと共に使用しないことに同意します。業務提携契約が存在しない限り、UiPathは、HIPAA又はこれに類似する連邦若しくは州の法律、規則若しくは規制に基づき認められる最大限の範囲において、PHIについて本契約に基づきいかなる責任も負いません。お客様が提供し、お客様を代理する処理者としてUiPathにより処理されるPIIは、トラストポータルで閲覧可能なプライバシーポリシー及びデータ処理契約の適用を受けます。但し、これにより、本契約において既に詳述されている本番用の実データを使用しないというお客様の義務が放棄されるものと解釈されてはなりません。
- 10.2. 分析情報** UiPath及びその関係会社は、プラットフォーム機能の提供、本契約上の義務の履行、インデックスの作成、本サポートの提供、バグ修正、システム診断並びにエラー及び動作監視のために、本テクノロジー及びその使用から取得したデータ、技術情報、利用データ及びテレメトリデータの処理を行うことができます。
- 10.3. 完全合意及び優先順位** 本契約及び本契約において言及される全ての事項は、本契約の目的事項に関するUiPathとお客様との間の完全なる合意を構成し、当該目的事項に関する両当事者間の従前の書面又は口頭による合意に優先します。本契約に別段の定めがない限り、本契約が変更される場合には書面により行われ、両当事者の権限のある代表者が署名します。UiPathに提出されたいかなる条件又は条項

も、書面により明確に変更され、両当事者の権限のある代表者が署名しない限り、本契約の一部を構成するものではなく、無効とされます。本契約の条項の間に矛盾が生じた場合、(i)別紙、(ii)トラストポータルで閲覧可能な適用されるポリシー及び新たなフィーチャー又は機能に関する追加的条項又はお客様が本ソフトウェアにアクセスし、若しくはダウンロードする際にUiPathより伝達される条項、(iii)本契約の条項の順で優先的に適用することによって解決されます。いずれかの規定が、理由の如何を問わず、違法、無効若しくは執行不可能であるか又は違法、無効若しくは執行不可能となった場合であっても、本契約のその他全ての規定は有効に存続し、意図された法的効力を生じるものとします。

- 10.4. 不可抗力** いずれの当事者も、天災、テロ、労働行動、火災、洪水、地震、第三者プロバイダによる不履行、DoS攻撃、悪意のある行為、インフラ設備の故障、停電、政府による行為、命令又は制限を含む、自らの合理的な支配が及ばない原因によって遅滞し、妨げられ、制限され、又はこれに支障を来した範囲において、本契約に基づく義務の不履行について責任を負いません。
- 10.5. 譲渡** いずれの当事者も、他方当事者の書面による事前の同意を得ずに（かかる同意は不合理に留保又は遅延されないものとします。）、本契約及び本契約に基づく権利又は義務を譲渡、移転、委託又はその他の方法により処分することはできません。上記にかかわらず、UiPathは、自らの関係会社に対し、又は支配権の変更が生じた場合、お客様の事前の同意を得ずに、本契約及び本契約に基づく権利又は義務を譲渡、移転、委託又はその他の方法により処分することができます。
- 10.6. 支配権の変更** お客様は、お客様又はその関係会社が、(i)UiPathの直接の競合企業に買収され、かかる競合企業に実質的に全ての自らの資産を売却し、かかる競合企業と合併し、若しくはかかる競合企業に有利な形で支配権を変更するか、又は(ii)自らの主たる活動目的をUiPath又はその本ソフトウェアと競合する事業に変更する30日前までにUiPathに対して通知を行わなければなりません。UiPathは、支配権の変更の通知日時点において通知を行うことにより、本契約を終了することができます。
- 10.7. 通知** 本契約に別段の定めがない限り、本契約に基づく通知は、専ら英語で行われ、用件を示す件名を記載した電子メールで、以下のアドレス（又は書面により通知したアドレス）に宛てて送信されなければならず、当該通知は、送信の翌営業日をもって効力を生じます。有効なお客様の電子メールアドレスがない場合、UiPathは公開されている電子メールアドレス又は従前にUiPathとの通信において使用された電子メールアドレスを使用することができます。アップデート、セキュリティ修正、脆弱性及びその他の技術的な情報に関する通知は、UiPathのデータベースに当該通知を行う目的でお客様により登録されたお客様のメールアドレス宛てに送付されます。

UiPath 宛て		お客様宛て
コンプライアンス : legal.compliance@uipath.com	プライバシー : privacy@uipath.com	UiPath の記録上利用可能なお客様の電子メールアドレス、又はこれがない場合は、公表されている電子メールアドレス
セキュリティ : security.breach@uipath.com	その他 : contractnotice@uipath.com	

- 10.8. 公表** お客様は、UiPathが、お客様の書面又は電子的手段による承諾を得て、UiPathのウェブサイト並びにその他販売促進及びマーケティング資料において、お客様を顧客として公表し、お客様の名称、商標及びロゴを記載することを認めます。
- 10.9. 権利放棄及び権利留保** 本契約に基づく権利、権限又は救済手段を行使しなかったとしても、またその行使を遅滞したとしても、これらを放棄したものとはみなされないものとします。本契約に規定する権利及び救済手段は、累積的なものであり、法令に定められるその他のいかなる権利又は救済手段も排除しません。本契約の違反に対するいかなる権利放棄も、その後の違反に対する権利放棄としてみなされないものとします。本契約のいかなる規定も、お客様及びUiPath又はそれらの関係会社との間に法的パートナーシップ、ジョイントベンチャー、代理又は雇用関係を生じさせるものではありません。

10.10. 副本 本契約は、2通以上の副本により、又は電子的に締結することができ、かかる副本又は電子的写しのそれぞれが原本とみなされ、それらを併せて同一の証書を構成するものとします。各当事者は、それぞれの電子署名が、デジタル又は暗号化されているかを問わず、かかる証書を認証し、書面への手書きによる署名と同等の効力を有するものとするに合意します。電子署名とは、記録に付される、又は論理的に結合される電子的な印又は過程であって、当該記録に署名する意思を有する当事者が実行又は承認したものをいい、ファクシミリや電子メールの電子署名が含まれます。

10.11. 存続 以下の条項は、その理由の如何を問わず、本契約の満了又は終了後も存続します。

「アドオン」、「知的財産権」、「フィードバック、単独開発及び残留情報条項」、「認められる使用」、「免責及び保証の除外」、「損害の除外」、「責任の限定及び補償」、「法令遵守」、「準拠法及び紛争解決」、「完全合意及び優先順位」、「譲渡」、「通知」、「公表」、「権利放棄及び権利留保」、「適用言語」、「存続」及びその内容によって、本契約の履行、満了又は終了後も存続することが意図されるその他のあらゆる規定（その旨が明示的に記載されているか否かを問いません。）

UiPathは、通知することなく、本契約に変更を行う権利を留保します。重大な変更については、トラストポータル上又は本テクノロジー内で表示することにより通知します。また、更新された本契約は、通知において別段の定めがない限り、通知日から30日以内に効力を生じます。変更の効力が生じた後も、本テクノロジーの使用を継続した場合、UiPathは、お客様が、かかる変更に同意したものとみなします。これに異存がある場合の唯一の救済手段は、本テクノロジーの使用を中止していただくことです。

別紙1 ブルーフォブバリューの具体的条件

本別紙に定める具体的条件は、本契約を補完するものであり、ブルーフォブバリューに関する取組みに適用されるものです。

- 1. 定義** 「POV」とは、UiPathが本テクノロジーの機能を実証すること、またお客様がエンタープライズ向け本ソフトウェアのライセンスについて商業契約を締結するかどうかを判断することを目的として、UiPathがお客様に対して行う、本ソフトウェアのトライアル用ライセンスと関連する、若しくはかかるライセンスと共に提供される本サービスで構成されるブルーフォブバリュー又はブルーフォブコンセプトに関する取組みをいいます。
- 2. 条件** POVの提供は、お客様が、(i) UiPath及びその関係会社に対し、(POVに当該データが必要となる場合に) ダミーデータ及び/又はテストデータのみを提供すること、(ii) UiPath及びその関係会社への実データ（個人データを含みます。）の提供が必要となる場合に、その提供を最小限に抑えること、(iii) UiPath及びその関係会社に対し、お客様が管理するテストその他の類似の環境へのアクセスを、POVに必要な範囲内で許可すること、並びに (iv) UiPath及びその関係会社に対し、POVの実施に必要なお客様データを使用するための限定的非独占的、かつ全世界的ライセンスを付与することを条件とします。
- 3. 終了の効果** お客様は、POV期間中にUiPathが開発したあらゆる資料を、POVの完了をもって削除することを約束します。お客様がPOVの実施後も当該資料を引き続き使用することを要請した場合はそれに従うことを条件として、UiPathは、その裁量により、本契約の条件に従い、当該資料に関するお客様のライセンスについて、非生産評価又は試験目的のために非生産環境においてのみ使用することを認めるものとするを書面により同意することができます。かかるライセンスは、本契約に基づき付与された本ソフトウェアのライセンスに付随するものであり、お客様は、かかるライセンスを、当該本ソフトウェアと併せてのみ使用しなければなりません。